

イージス・アショア 秋田調査報告書

日米同盟一体化を進め、「安倍9条改憲」と新防衛大綱、中期防による軍拡路線のもとでのイージス・アショアの新屋演習場への配備は、むつみ演習場配備とともに、米・中軍拡競争に深くとりこまれる道へと踏み出すことになる。

自由法曹団は、平和の道を否定し戦争への道を歩む「安倍9条改憲」の阻止のためにたたかっている多くの市民と共に、新屋演習場へのイージス・アショア配備に反対の輪を広げることを願って、本調査報告書を作成した。



自由法曹団

(目 次)

I	はじめに	1
II	要請と調査の内容・報告	3
III	秋田現地調査からみえてきたものと自由法曹団の役割	9
IV	新屋演習場（秋田市）への イージス・アショア配備の問題について	12
V	イージス・アショア（陸上配備型イージスシステム） の危険性	15
VI	基地弁護団からみたイージス・アショア	19
VII	イージス・アショアとミサイル防衛体制 －何のための陸上イージスか	24
VIII	資料	29

* 自由法曹団要請書（2019年4月26日）

* イージス・アショア配備に反対する秋田弁護士会会長声明

* イージス・アショアを考える勝平の会ニュース

* イージス・アショアを考える県民の会ニュース

* 新聞記事（河北新報、秋田魁新報）

* イージス・アショア導入の閣議決定（平成29年12月19日）

* イージス・アショアめぐる2+2、中期防、平成31年度予算

* 新屋演習場近隣地図

I はじめに

自由法曹団団長 船 尾 徹

安倍政権は、特定秘密保護法、戦争法（安保諸法制）、共謀罪、そして、今、「9条改憲」によって「戦争できる国」へとおおきく舵を切ろうとしている。その一環として、政府は、北朝鮮の弾道ミサイル攻撃に対する防衛力を強化するためとして、陸上配備型イージス・システム「イージス・アショア」を2基導入することを2017年12月閣議決定し、翌18年5月防衛省は、秋田市の陸自新屋演習場と山口県萩市の陸自むつみ演習場を配備候補地に決定したことを公表した。その後、19年度予算案にイージス・アショア取得関連予算として巨額の1757億円を計上し、他方で国民の生活・福祉に必要な予算を大きく削減し、国民に深刻な犠牲を強いている。

新屋演習場は面積約1km²、日本海沿いに南北2km、東西800mの細長い地形で、隣接する勝平地区には約5400世帯1万3千人が住み、演習場の端から最も近い住宅地までは約300m、演習場中心部から半径1km内には小学校、高等学校があり、3km圏内には県庁、市役所、県警本部など行政の中核機関、野球場、総合病院など住民の生活に不可欠な施設が存在する。また、演習場に沿うように1日当たり約1万7千台が通行する主要幹線道路（国道7号線）が走っている。住民が日々生活しているすぐ傍の住宅密集地にイージス・アショアを配備することは、住民の平和のうちに安全に生存する権利を侵害する深刻な影響をもたらすこと必至である。

なお防衛省は、イージス・アショア配備は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の弾道ミサイル発射に対する日本の防衛のために必要であると説明している。

しかし、朝鮮半島は、戦争にむかって一触即発の危機から対話と交渉による平和的解決を図る方向に転換し、「朝鮮半島にもはや戦争はなく、新しい平和の時代が開かれた」とする南北首脳による「板門店宣言」に続いて行われた米朝首脳会談と共同声明にもとづいて、朝鮮半島の非核化と平和体制構築にむけたプロセスが紆余曲折はあるものの始まったばかりであり、わが国はこのプロセスを前に進め北東アジアの平和体制の構築にどのようにかかわっていくべきなのが問われているのである。

安倍政権は、こうした情勢の進展を無視し、平和の道を確立する責務を放棄してイ

ージス・アショアの配備を決定しているのである。中国・ロシアまで捕捉できる長距離識別レーダー、射程距離 2 0 0 0 km におよぶミサイルを配備するイージス・アショアは、専守防衛を大きく逸脱するばかりか、憲法 9 条が禁止する戦力に明白に該当するものであり、戦争を放棄した憲法の平和主義に反するものである。

18 年 1 月 11 日、防衛大臣はイージス・アショア配備について、「今は弾道ミサイル防衛ということで考えておりますが、いずれ日本に来るような巡航ミサイル、様々なミサイル防衛に総合的に役立つそういう基礎的なインフラに、今後発展させていきたい」と述べている。こうした発言からみてもイージス・アショアに中距離巡航ミサイル「トマホーク」が搭載される可能性は高い。

最近まで中距離核戦力全廃条約のもとで、米・ロは陸上配備型中距離ミサイルを開発できなかった。その間隙を縫って中国は「接近阻止・領域拒否（A2/AD）」戦略に基づいて中距離ミサイルを開発し、今日ではこの分野でアメリカを圧倒する戦力に増強している。こうした動きに対抗してトランプ政権は、19 年 2 月中距離核戦力全廃条約から離脱し、日本政府はこれを追認している。ここであらたに中距離ミサイル配備先が急浮上している。グアムでは遠すぎる。台湾への配備では政治的リスクが大きい。フィリピンは政治的安定性を欠く。そこで、地政学的にも政治的にも日本が最適として、その配備を要求してくる可能性が高い。日米同盟にもとづく在日米軍基地への配備という事態になれば、北東アジア地域全体に波及する米・中軍拡競争の導火線となること必至である。日米同盟一体化を進め、「安倍 9 条改憲」と新防衛大綱、中期防による軍拡路線のもとでのイージス・アショアの新屋演習場への配備は、むつみ演習場配備とともに、米・中軍拡競争に深くとりこまれる道へと踏み出すことになる。

自由法曹団は、平和の道を否定し戦争への道を歩む「安倍 9 条改憲」の阻止のためにたたかっている多くの市民と共に、新屋演習場へのイージス・アショア配備に反対の輪を広げることを願って、本調査報告書を作成したものである。拙い報告書であるが、ご活用されれば望外の喜びとするところです。

II 要請と調査の内容・報告

1 実施日時

2019（平成31）年4月26日（金）

- | | |
|--------|-----------|
| 14時 | 秋田県に対する要請 |
| 14時30分 | 秋田市に対する要請 |
| 15時05分 | 記者会見（県庁） |
| 15時40分 | 現地検証 |
| 17時 | 住民の方々との懇談 |

2 調査団参加者

船尾 徹（本部団長）	松島 曜（改憲阻止対策本部）
泉澤 章（本部幹事長）	山口真美（改憲阻止対策本部）
森 孝博（本部事務局長）	虻川高範（秋田県支部長）
緒方 蘭（本部事務局次長）	三浦広久（秋田県支部）
	長谷川康（秋田県支部）

3 秋田県に対する要請

秋田県からは、総務部部長・名越一郎氏、同次長・神部秀行氏が対応された。秋田新幹線の故障・運休により、団長、幹事長らの到着が遅れたため、団からは、森事務局長、緒方事務局次長、秋田県支部の長谷川団員が要請した。取材のマスコミ10名が立ち会った。

森事務局長が要請書を手渡すとともに趣旨説明を行った。名越部長からは、「イメージ・アショアに関する様々な疑問点は認識しており、これまで是々非々の対応で正すべきところは正すということでやってきており、今後も同様である。」「今から（調査を）やめるよう言うことは難しい。」「防衛省が早ければ5月に説明に来たいと言っているが、日時は未定である」との発言があった。

森事務局長が、防衛省から県に対し交付金はあるかを質問した。名越部長からは、環境整備法にそのような規定があるが、具体的な話ではないとの回答があった。

4 秋田市に対する要請

秋田市総務部部長・嶋貢氏、同次長兼連携推進官・鈴木勉氏、同課長・多可和幸氏が対応された。県庁への要請と同様、団からは森事務局長、緒方事務局次長、長谷川団員が要請、マスコミ 2 名が立ち会った。

団からの要請について、総務部長からは市長に伝えるとの応答がなされた。

森事務局長から、防衛省が 5 月に説明にくる話は聞いているかを問うたところ、嶋部長からは、具体的な話はなく、進捗の報告もないとの回答がなされた。

5 記者会見

(1) 概要

記者会見は、県庁内の記者クラブにて実施した。マスコミは、秋田魁新報、河北新報、北羽新報、朝日新聞、毎日新聞、共同通信、時事通信、秋田テレビなどの記者、取材陣、合計 13 名が参加した。

団からは、船尾団長、泉澤幹事長、森事務局長、緒方事務局次長、松島、山口、長谷川の各団員が参加した。

(2) 趣旨説明

まず、団長から、団の紹介と、団が過去に関わった恵庭・長沼などの基地訴訟の紹介があり、イージス・アショアが北朝鮮のミサイルから日本を防衛するというよりもアメリカの弾道ミサイル防衛体制を強化するためのものであるとの説明があった。さらに、防衛大綱・中期防など現在の日本が軍拡の傾向にあること、住宅密集地への配備は危険であることとの指摘をした。

次に、幹事長が、地域住民の方がどう思っているかについて問題提起をしたうえで、イージス・アショアはかえって配備された地域が攻撃される危険性を高め、際限のない軍備拡張を招くことを指摘した。

さらに、事務局長より本日の要請の説明、報告がなされた。

(3) 記者からの質問

Q 今回も秋田での要請だったが、同じくイージス・アショアが配備予定の山口県にも同様の要請をするのか？

（泉澤幹事長）現時点では具体化していないが、検討したい。

Q 住民のどのような声を拾っていきたいか？

(山口団員) 私は横田基地訴訟の弁護団員であるが、団は各地の基地問題を扱っており、イージス・アショアの配備の問題に関して全国の基地問題の運動と交流したい。

Q 要請書の中にイージス・アショアの配備が憲法9条違反であるという記載があるが、具体的にどういう点が憲法9条に反するのか？

(松島団員) イージス・アショアは自国防衛を超えて、米軍の重要な基地のあるグアム、ハワイを視野に入れるなど、アメリカの弾道ミサイル防衛体制に組み込まれていて、イージス・アショアによる迎撃が集団的自衛権の行使になりかねないことや、イージス・アショア自体が攻撃目標やテロリストの標的となり住民に被害を及ぼすおそれがある、地域住民の平和的生存権をおびやかすことになる。

Q 秋田の配備予定地が住宅密集地だから反対なのか？

(泉澤幹事長) それもあるが、それだけではない。

Q 日本のどこにイージス・アショアを配備する場合でも反対という立場か？

(船尾団長) そうだ。

6 現地検証

現地で運動をする方の案内で、新屋演習場の入口3カ所、周辺施設等を調査した。新屋演習場は、面積は約107ヘクタールで、南北約2km、東西約800mの細長い敷地である。

隣接する勝平地区には約5400世帯1万3千人が住み、演習場の端から最も近い住宅地までは約300mである。

勝平地区と海岸の間は砂丘が広がっていて、江戸時代に栗田定之丞が植林、砂防林を初めて作り、以来、植林を繰り返してきたことで、ようやく居住することが可能になったのが勝平地区である。

演習場中心部から半径1km圏内には小学校、高等学校があり、半径3



km圏内には中学校、保育園、幼稚園、県庁、秋田市役所や総合病院、こまちスタジアム（野球場）、運転免許センター、市立体育館等がある。イージス・アショアが配備されれば、イージス艦搭載レーダーの2倍以上の探知距離を有するレーダーが24時間稼働し、強力な電磁波を発することになる。それによる周辺住民に対する健康被害、秋田空港に離発着する飛行機、総合病院のドクターへリの運航が制限されるなどの被害の可能性が指摘されている。

また、イージス・アショアに搭載される迎撃用ミサイルは、ブースターエンジンでほぼ垂直に打ち上げられるため、1段目のブースターが発射地点の近くに落下し、住民に被害が及ぶ危険性がある。現地で運動をする人の話では、当初、防衛省は、1段目のブースタ



ーは海に落ちるので問題ないと説明していたが、垂直に打ち上げるため確実に海側に向けて発射されるわけではなく、住民に被害が及ぶおそれは否定できない。

既にルーマニアに配備されているイージス・アショアは、約9km²のルーマニア軍デベセル基地内の米軍基地の中に配備されており、周辺に民家はなく、近隣のデベセル村までの距離は約4kmあるとのことであり、設置場所の状況が異なる。

7 住民との懇談

(1) 概要

住民との懇談は、新屋演習場に隣接する勝平地区内にある勝平コミュニティセンターで実施された。

「イージス・アショアを考える勝平の会」、「イージス・アショアを考える県民の会」のメンバーを中心に、住民15名に参加していただいた。

団本部からは、船尾団長、泉澤幹事長、森事務局長、緒方事務局次長、松島団員、山口団員、秋田県支部からは虻川支部長、三浦団員、長谷川団員が参加した。河北新報の記者も参加、取材した。

本来は1時間の予定であったが、懇談は盛り上がり、1時間半に及んだ。

(2) 懇談の内容

1) 住民からの報告—活動の紹介、運動の現状、住民意識など

○防衛省は説明会を4回行ったが、防衛秘密を理由に情報をすべて開示しようとしていない、分厚い資料が配られたが、住民に配慮した記載がなく住民のことを考えていないと感じたことなど、防衛省に対する不信感が訴えられた。

○「イージス・アショアを考える勝平の会」では、メンバーが毎週、反対のスタンディングをしており、立て看板や音楽をつくり、悲壮感のないように楽しく活動している。

○現状では、勝平地区にある16町内会すべてが配備に反対しており、勝平地区16町内会で構成する振興会で反対を求める請願を出した。他の町内会も反対しており、運動が徐々に広がっている。秋田県弁護士会の声明も運動の後押しになっている。

○反対の声が増えている要因として、秋田魁新報が継続してこの問題の特集を組んだことが大きい。同紙は、1874年創刊、発行部数約23万部、県内の世帯に対する普及率は54%で、広く秋田県民に購読されている。同紙は、選挙前、選挙直前、選挙後の時期に、議員・候補者にイージス・アショアの配備について賛成・反対のアンケートをとり、結果を○×で表した一覧表で報道した。反対する議員・候補者は増え、4月21日の統一地方選で当選した市議36名中、新屋演習場へのイージス・アショア配備に反対が16名、どちらかといえば反対が8名、賛成1名、どちらかといえば賛成が5名、その他6名になった（4月23日付報道）。

○公明党は、専守防衛のため必要だが、住民が反対しているので、齟齬を埋めるのが課題だといっている。

○住民の中にも、「国防のため」といわれるとそこで考えが止まってしまう傾向やイージス・アショアが専守防衛のためのものであるという思い込みがあるのではないか。



2) 自由法曹団からの質問とそれに対する回答

イージス・アショアは住民にとって何も得るものがないのに、どんな理由で賛成しているのかとの調査団の質問に対して、住民からは、所属政党の方針で賛成しているケースや、防衛は国の専権事項であるため、地方議員が意見を言うものではないという理由で賛成しているケースなどがあるとの説明がなされた。

自民党現職県議の1人が4月の統一地方選挙に立候補しなかったが、住民の反対運動によって立候補できなかつたのではないかとの意見が出された。

防衛省はイージス・アショアが配備されれば「地域の防衛に役立つ」と説明しているが、地元の皆さんはどう思っているのか、むしろ、自分たちの生活に有害だととらえている人は多いのかという質問には、以下の様々な意見が出された。

宣伝のために今年の成人式に出かけた。そのときに新成人に話を聞いたところ、中には「国を守るため必要」という意見があつたり、本当にミサイルが来るなんて思っていない人が多いのではないかとの印象を持った。

勝平地区の住民の中には、イージス・アショアが配備されることを理由に地域を出て行った人、出でていきたいが、家のローンが残っているので出でていけないという人もいる。イージス・アショアが配備されるとわかってから、離れて住んでいる息子から「疎開」するよう勧められた人もいる。

勝平地区は、戦後に新しく入ってきた人が多く、人々のつながりが強くない。しかし、ある住民は、「周りにイージス・アショアの配備について意見を聞いたら1人以外は全員反対だった。隣の人と話したことがない人が多く、イージス・アショアが配備されたらどうなるか心配しているが、それを言うと自分の身に何かふりかかるないか心配している人が多い。だから、押し付けないで仲良くなることが大事」と話していた。スタンディングをすると周りの人が「この人は反対の人だ」とわかってくれるので、声をかけてくれたり、ぜひ頑張ってくださいと激励してくれる人がいる。

住民の方々から実感のこもった様々な意見を聞くことができた。住民の不安や党派の対立は、日本中、世界中の基地問題に共通する問題であると感じた。連休前の忙しい時期に長く時間を取ってくれた住民の方々に感謝する。

(文責：緒方 蘭)

III 秋田現地調査からみえてきたものと自由法曹団の役割

1 秋田に軍艦が上陸する－政府による突然の候補地発表

敵からのミサイル攻撃を迎撃つため、高性能レーダーを備え、同時に多数の攻撃目標を察知・分析し、ミサイルを発射する。アメリカ軍が開発し、運用するイージス艦は、現代のミサイル戦において、まさに"イージス"（＝ギリシャ神話で最高神ゼウスがアテナに与えたという「盾」の意味）の役割を担うシステムを備えた高性能軍艦です。そしてこのイージス艦をそのまま陸に上陸させたのが、今回問題となっているイージス・アショアです。高性能レーダーに加え、指揮決定システム、武器管制システム、イージス・ディスプレイシステム、そしてミサイル発射システムなどがコンピューターで結ばれたひとつのシステムとなり、設置施設全体が、いわば「陸の軍艦」として機能することになります。

2017年12月、政府はこの「陸の軍艦」を、北朝鮮の弾道ミサイル攻撃から「我が国全土を24時間、365日防衛する」という名目で、国内2か所に設置することを決め、翌年5月にその候補地を発表しました。1か所は山口県萩市の陸上自衛隊むつみ演習場、そしてもう1か所が、今回現地調査を行った秋田市近郊にある陸上自衛隊新屋演習場です。

2 政府発表は現地でどう受けとめられているのか－自由法曹団による現地調査へ

政府は、今回イージス・アショアの設置場所を決定した理由について、北朝鮮からの弾道ミサイルからわが国全域を防護するには、「北と西にバランス良く2基を配備するのが適当」であり、それが日本海側の秋田と山口である、などと説明しています。そして、イージス・アショアを設置した場合に予想される様々な懸念、例えば、設置地域がテロに襲われる危険性、高性能レーダーの近隣住民への健康被害、ミサイルが放たれた後のロケットブースター落下による被害の危険等々について、必死になって払拭しようとしています。

しかし、別項で詳しく論ずるように、イージス・アショア配備の決定過程や弾道ミサイルの飛翔予測経路から、イージス・アショア配備地点の決定は、実際には日本防衛のためなどではなく、アメリカ防衛のために決められた疑いが濃厚です。さ

らに、イージス・アショアが配備地域周辺の住民に与える様々な危険要素も、これまでの政府の説明で払拭されたなどとは到底言い得ない状況です。

それでは、実際にイージス・アショア配備対象となった自治体、そして配備地区周辺の住民の皆さんは、政府の説明をどう受けとめ、また、現実にどのような不安を抱いているのでしょうか。

東京で聞こえてくる断片的な情報だけでなく、現地の状況を実際に見て、現地に住む皆さんのリアルな声に耳を傾けなければ、真実は見えてこない — 私たち自由法曹団改憲対策本部はそう考え、秋田県支部の協力のもと、配備予定地自治体の要請行動とともに、新屋演習場の現状を視察し、さらに配備予定地周辺の住民の方々と交流する計画を立てました。そして、本年4月25日、桜前線を追いかけるように、一路秋田へと向かいました。

3 配備撤回へ向けた連帯と運動のさらなる強化を

秋田に着いた私たちは県庁と市役所を訪れ、秋田県知事及び秋田市長あてに、配備計画に反対するとともに、配備計画そのものの撤回を日本政府へ申し入れるよう要請しました。現時点において、両自治体の立場は明確なものではありませんが、自治体の最大の使命が住民の安全確保である以上、政府の要求だからといって、唯々諾々と付き従うことはできないはずです。

その後、住民の皆さんとの案内で、配備予定地となっている新屋演習場の周辺を視察しました。自分たちの目と足で配備予定地の現状を確かめることによって、事前に考えていたよりもずっと配備予定地が民家や民間施設に近いことを実感できました。レーダー電磁波の影響、テロの対象となる危険性、ブースター落下被害等々、住民の皆さんの懸念が現実化したとき、その被害は大変なものになるのではないかでしょうか。

そして最後に、地域住民の皆さんとの意見交流会が行われました。交流会では、突然の配備計画発表に戸惑い、不安をかかえながらも、政府の説明に納得せず、配備計画に反対する住民の皆さんとの、強い思いがあることを知りました。さらに、住民の皆さんの思いが少しずつ運動として拡がり、政治の場に反映しつつあることも、恥ずかしながらはじめて知りました。

今回の現地調査によって、これまで必ずしも実感として理解できたとはいえないか

った配備予定地域の現状、そして住民の皆さんのが強い思いと運動のすがたが、みえてきたといえるのではないでしようか。

沖縄がそうであるように、日米軍事同盟の「捨て石」として地域住民が犠牲になるのはまっぴらごめんという声は、これからも日本中に拡がってゆくことでしょう。自由法曹団としては、今回現地調査を実施した秋田だけでなく、同じようにイージス・アショア配備の危険にさらされている山口の皆さんとも連帯し、イージス・アショア配備反対へ向けた運動を、さらに強めてゆく所存です。

4 最後に

今回の自由法曹団改憲対策本部による要請行動及び現地調査にあたって、ご協力いただいた自由法曹団秋田県支部の皆さん、秋田県及び秋田市職員の皆さん、そして何より、現地視察において便宜をはかっていただいたうえ交流会で貴重なご意見をお話しいただいた住民の皆さんに、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

(文責：泉澤 章)

IV 新屋演習場（秋田市）へのイージス・アショア配備の問題について

1 イージス・アショア配備に向けた政府・防衛省の動き

2017年12月、北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射実験及び核実験を受けて、日本政府は、北朝鮮の弾道ミサイル攻撃に対する防御力を強化するためとして、陸上配備型イージス・システム「イージス・アショア」を2基導入することを閣議決定し、2018年5月には、陸上自衛隊の秋田県新屋演習場と山口県むつみ演習場を配備候補地として発表した。

その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が開催され、北朝鮮をとりまく情勢は流動化したが、日本政府は、なお北朝鮮の核・ミサイルの脅威は存続するとしてイージス・アショアの配備の必要性を主張し、今年度予算にはイージス・アショア取得関連費用として1757億円が計上された。

現在、防衛省は、各候補地での地質調査、電磁環境調査等を進めている。

2 秋田県・秋田市の動き

秋田県及び秋田市は、防衛省に対し質問状を提出するなどして、防衛省にイージス・アショアの新屋演習場への配備の必要性等について説明を求めてきた（ただし、明確に配備に反対する旨の意見表明はなされていない）。

本年3月には、秋田県・秋田市の連名で、新屋演習場を適地と判断しても地元理解が得られるまで物理的な工事に着手しない、緊急に配備する必要性を明確にする、電波環境調査の結果について客観的な説明をする、などの内容を盛り込んだ申入れを防衛省におこなった。

3 秋田県議会・秋田市議会の動き

本年4月の統一地方選での改選を前に、秋田市民らから秋田県議会及び秋田市議会にイージス・アショアの配備計画に反対する決議を求める趣旨の請願が提出されていた。

県議会は改選直前の3月に自民党・公明党等の多数で継続審議とし（改選後、現職県議の任期満了に伴う廃案狙い）、市議会は2月に公明党と与党会派で不採択と

した。

4 地元住民団体（自治会）の動き

新屋演習場近隣の16町内会で構成する新屋勝平地区振興会がイージス・アショア配備計画に対し全会一致で反対することを決議し、県や市にイージス・アショア配備計画撤回の態度を示すよう求める要望書を提出した。

また、日頃から学習会を開催し、イージス・アショア配備の問題点等を分析している他、街宣活動もおこなっている。

5 秋田弁護士会等の動き

秋田弁護士会は、2018年8月、地元住民団体3団体の各代表者らを招き「イージス・アショア問題に関する会内勉強会」を開催し、秋田弁護士会会員からの現状の分析及び問題点等の報告の他、各団体からの活動等を報告していただき、意見交換をおこなった。

また、同年9月には、東北弁護士会連合会憲法問題連絡協議会及び秋田弁護士会憲法委員会の有志による新屋演習場視察もおこなった。

そして、本年3月、「新屋演習場へのイージス・アショア配備に反対する会長声明」を発表した。

6 イージス・アショア配備の問題点

(1) イージス・アショアを新屋演習場に配備することの最大の問題点は、新屋演習場が住宅地に近接している点にあると考える。

新屋演習場に隣接する勝平地区には約5400世帯、1万3000人が居住し、演習場の端から最も近い住宅地まで約300mである。新屋演習場中心部から半径1km圏内には小学校や高等学校があり、半径3km圏内には秋田県庁、秋田市役所、県警本部といった行政の中核機関や総合病院がある。

イージス・アショアは、弾道ミサイル探知のためのレーダーの運用が想定されているが、その電磁波による近隣住民の生活（秋田空港離発着の航空機、ドクターヘリ、防災無線やテレビの受信）への悪影響、健康被害が懸念されている。

また、イージス・アショアに搭載される迎撃ミサイルはブースターエンジンで

打ち上げられるが、垂直に近いかたちで打ち上げられることから、1段目ブースターが発射地点近傍に落下する可能性が高い。

さらに、イージス・アショアは開戦時には敵国から攻撃目標とされ、平時においても破壊活動の対象となる危険がある。秋田県民は第2次世界大戦時に土崎空襲を経験しており、当時のように戦時の攻撃目標とされることに対して強い不安を抱いている。

他方、既にルーマニアに配備されているイージス・アショアは、約9万km²のルーマニア軍基地内にある米軍基地の中に設置されており、周辺は広大な原野で民家はなく、最も近い村まで約4km離れている。

このように、イージス・アショアを新屋演習場に配備することは、近隣住民の日常生活、安全、防災に悪影響を及ぼし、健康被害の危険性を高めるものであることから、新屋演習場がイージス・アショア配備の適地であるとは到底考えられない。

- (2) イージス・アショアは中距離巡航ミサイルの発射が可能であるとされており、2018年1月、当時の防衛大臣が、イージス・アショアの配備について「今は弾道ミサイル防衛で考えているが、いずれは巡航ミサイル防衛などに役立つインフラに発展させたい」と述べたとされる。つまり、イージス・アショアは日本の防衛のためだけに配備されるものとは考え難く、専守防衛の範囲を超えるものとして憲法9条が禁止する「戦力」に該当する可能性もあり、戦争を放棄した憲法の平和主義にも反するおそれがある。
- (3) 以上のように、イージス・アショアを新屋演習場に配備することは、近隣住民の生活・健康を脅かすおそれがあるばかりか、憲法9条に反するおそれもある。

7 おわりに

自由法曹団秋田県支部として、今後、秋田弁護士会や地元住民団体と協力し、イージス・アショア配備撤回に向けた活動をおこなっていきたい。

(文責：長谷川 康)

V イージス・アショア（陸上配備型イージスシステム）の危険性

1 イージス・アショアの攻撃性とそれがもたらす周辺諸国との軍事的緊張

イージス・アショアに搭載される予定の最新鋭レーダー（ロッキード・マーチン社製のLMSSR）は、現在のイージス艦に搭載されているレーダーの2倍以上の探知距離を有し、北朝鮮だけでなく、中国やロシアまでも届くといわれている。また、搭載される予定の新型迎撃ミサイル（SM-3ⅡA）も、既存の迎撃ミサイルの2倍もの射程距離（約2000km）を有するといわれている。さらに、イージス・アショアを構成する垂直発射装置（MK41 VLS）は、迎撃ミサイルだけでなく、巡航ミサイル（ジェットエンジンで推進する誘導式ミサイル。レーダーによる捕捉が困難で、命中精度が極めて高い。その代表的なものがアメリカの開発した「トマホーク」で、トランプ米政権によるシリア攻撃でも使用された。）の発射も可能であるといわれている。

このようなイージス・アショアの持つ能力からすると、容易に他国へのミサイル攻撃にも利用できることは否定できない。いくら防衛省が「イージス・アショアは…純粹に防御的なシステムであり、北朝鮮を含め、周辺諸国に脅威を与えるものではありません」（2018年7月19日付回答書）と説明したとしても、周辺諸国からみれば、イージス・アショアの国内配備は軍事的脅威や圧力としてしか映らない。実際、すでにロシアや中国から懸念が表明されているところである。

したがって、イージス・アショアの国内配備を強行すれば、それは周辺諸国との軍事的緊張を高めることは必至である。とりわけ、朝鮮半島において、昨年から、南北首脳会談や米朝首脳会談等、戦争終結の緊張緩和に向けた外交的努力が積み重ねられているところであり、その最中にイージス・アショアを配備すれば、このような平和への外交努力を日本が台無しにすることになりかねない。

2 イージス・アショアの存在が招く様々な危険と、地域住民が巻き込まれるおそれ

イージス・アショアは陸上に固定された重要軍事施設である。そのため、有事の際には相手国のミサイルや武装部隊によって真っ先に標的にされることになる。平時においても、テロや破壊工作活動の格好の標的となる。

現在、イージス・アショアの配備候補地とされた秋田県秋田市の陸上自衛隊新屋演習場は、住宅密集地に近接し、隣接する勝平地区には約5400世帯、1万3000人もの人々が居住している。山口県萩市の陸上自衛隊むつみ演習場も、約1580世帯、3285人もの人々が住む阿武町が隣接している。

こうした地域において、イージス・アショアの存在が招く上記のような事態が起きたれば、地域住民にも多大な人的・物的被害が及ぶことは必至である。現に、防衛省も「イージス・アショアは重要な防衛装備品であり、武装工作員等による破壊・工作活動から確実に防護する必要があります」（「イージス・アショアに関する7／23の御質問に対する回答」4頁）、「住民の皆様も含めて守り抜く態勢をとる」（同上）と、イージス・アショアの存在がテロや破壊工作活動などを招き、地域住民が巻き込まれるおそれがあることを否定していない。

3 イージス・アショアによる迎撃行動自体も地域住民を危険に晒すこと

防衛省はイージス・アショアで大気圏外を飛翔する弾道ミサイルを迎撃すると説明している。その場合、イージス・アショアから垂直発射されたSM-3ⅡAが、順次、一段目ブースター、二段目ロケット、三段目ロケット、ノーズコーン（空気摩擦から弾頭を保護するカバー）を分離しながら、大気圏外の標的に向かって飛んでいくが、この分離したSM-3ⅡAが地上に落下してくる危険がある。特に垂直発射後に分離される一段目ブースターが周辺の住宅地に落ちてくる危険性が指摘されている。また、防衛省は迎撃ミサイルが暴発する可能性も否定していない（平成30年防衛省「第2回説明会資料」34頁）。

イージス・アショアは、発射時刻や場所が事前に判明している模擬標的の迎撃にすら失敗するなど、その性能に対する強い疑問が呈されているが、弾道ミサイルを迎撃できないばかりか、陸上から迎撃用ミサイルを発射することで、イージス・アショアの配備地周辺の住民を落下物や暴発といった危険にも晒すのである。

また、仮に弾道ミサイルに迎撃ミサイルが命中したとしても、その場合にはそれらの破片が地上に降り注いでくる危険がある。防衛省もその危険を認識して「破片は大気圏内に突入する際に熱せられ、地上に落下しません」（上記「第2回説明会資料」33頁）と説明しているが、その具体的根拠は何も示されていない。

イージス・アショアから迎撃ミサイルを発射することが、地域住民の生活と安全

を脅かすのであり、もはや本末転倒である。

4 電磁波などによる地域住民の生活や健康への悪影響

現在のイージス艦に搭載されているレーダーの2倍以上の探知距離を有するといわれるイージス・アショアのレーダーは、強力な電磁波を発することとなる。防衛省自身、航空機の運航などに影響を与える可能性などを否定せず、電磁波により地域住民の生活環境が害される危険がある。また、電磁波が人体に及ぼす影響は未知の部分が多く、イージス・アショアのレーダーから発せられる強力な電磁波に晒される地域住民の健康への悪影響が懸念される。さらに、別稿で指摘されているように、イージス・アショア配備地内における火災や燃料漏洩事故、それに伴う土壤汚染や水質汚染といった危険もある。

5 イージス・アショアがもたらす地域住民への監視やプライバシー侵害の危険

前述のように、防衛省は「イージス・アショアは重要な防衛装備品であり、武装工作員等による破壊・工作活動から確実に防護する必要があります」と述べているが、そのためには日常的に武装工作員等の存在を探知し、事前に特定する必要がある。もっとも、一見して地域住民と武装工作員等を判別することが出来るわけではないので、「イージス・アショアに対するテロ・破壊活動工作的阻止」といった名目で自衛隊が日常的に地域住民の動向を監視することにならざるをえない。実際、自衛隊には、情報保全隊という市民の監視、情報収集を行う部隊もある。

自衛隊の情報保全隊は、市民の監視、情報収集によるプライバシー侵害で司法において違法と断罪されたが、イージス・アショアを防護するという名目で、再び自衛隊による地域住民に対する違憲・違法な監視、情報収集が繰り返される危険がある。

6 膨大な税金の浪費の危険

イージス・アショアの国内配備には膨大な費用がかかることも指摘されている。当初、防衛省はイージス・アショアの取得価格を1基約800億円と見積もっていたが、現時点では1基約1224億円（2基で2448億円）に跳ね上がっている。また、取得費以外に維持・運用経費なども必要であり、これら総経費を含める

と防衛省は2基で約4664億円（2018年7月末時点）と見積もっている。さらに、これ以外に1発37億円といわれるSM-3ⅡAの取得費などが必要であり、それらも加えると、総額は更に膨らみ、6000億円以上になるといわれている。

そして、この法外なアメリカ製武器の購入に使われるのは国民の血税である。

7 イージス・アショアの国内配備は憲法の破壊である

アメリカへ飛来する弾道ミサイルの迎撃（集団的自衛権の行使）や、他国へのミサイル攻撃も可能なイージス・アショアの国内配備は、憲法9条に違反する。

また、陸上に固定されたイージス・アショアは、攻撃やテロ・破壊工作活動等を招く。陸上から迎撃ミサイルを垂直発射するので、地域住民を落下物や暴発といった危険にも晒す。イージス・アショアが発する電磁波などによっても地域住民の生活環境や健康が害されるのであり、憲法の定める平和的生存権にも反している。

さらに、イージス・アショア防護の名目でもたらされる日常的な住民監視が、プライバシー権といった憲法の定める基本的人権を侵害する。

加えて、イージス・アショアに費やされる膨大な税金は財政民主主義を脅かす。

イージス・アショアは、二重三重に違憲の存在であり、その国内配備は憲法の破壊に他ならない。

（文責：森 孝博）

VI 基地弁護団からみたイージス・アショア

1 はじめに－新屋演習場へのイージス・アショア配備で顕在化する基地問題

首都東京の横田基地、沖縄の嘉手納基地や普天間基地、岩国基地（広島）、厚木基地（神奈川）、小松基地（石川）、新田原基地（宮崎）など、日本各地の基地においては、周辺住民が基地に離着陸する米軍又は自衛隊の航空機が発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、国に対し、一定の時間帯における航空機の離着陸の差止め、損害賠償等を求める訴訟が係属している。

各基地訴訟で問題とされている周辺住民の被害は、米軍又は自衛隊の航空機が発する騒音が中心であるが、実際に基地周辺に住む住民たちが被る被害は、騒音に限られない。航空機の墜落・落下、基地内における火災等の事故、土壤や水質の汚染、基地所属の米兵等による犯罪被害、そして戦争やテロに巻き込まれる危険である。

加えて、国側の対応は、軍事優先の論理であり、基地を高度の公共性を有するものと位置づけ、住民に対して必要な情報を開示しない姿勢をあからさまにする。

イージス・アショアの配備に伴い、これまで各地の基地訴訟において周辺住民が抱えてきた問題が新屋演習場においても顕在化することになる。

イージス・アショアの配備によって新屋演習場の軍事戦略的な位置づけは大きく転換され、米軍のミサイル防衛戦略の一環に組み込まれることになる。新屋演習場に配備されるイージス・アショアは、アメリカが開発する新兵器であり、稼働運用のために約200名の自衛隊員と数百名の米兵が常駐する予定であるとされており、その意味では新屋演習場が米軍基地的な位置づけを持つようになる。

新屋演習場は、イージス・アショアの配備に伴い、安倍政権が進める日米軍事同盟強化の影響をこれまで以上に受けることになる。

そして、上記のような基地被害が増大し、その防止を求める周辺住民の前に住民のいのちと暮らしそより軍事を優先する国の論理が大きな壁となって立ちふさがることが予想される。

第2次新横他基地訴訟弁護団の一員として、米軍横田基地における基地被害、周辺住民のたたかい、国の対応などを紹介しつつ、新屋演習場へのイージス・アショアの配備によって想定される問題点について明らかにしたい。

2 ミサイル防衛の最前線とされる危険性

(1) ミサイル防衛戦略の中の位置づけ－共有される日米ミサイル情報

日本のミサイル防衛は、アメリカのミサイル防衛体制に組み込まれ、一体化しているが、横田基地はその中枢を占める。横田基地には、米空軍第374空輸航空団とともに、在日米軍司令部、第5空軍司令部が置かれており、2015年（平成27年）4月27日に改定された新ガイドラインでは、「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」のため、防空及びミサイル防衛の措置をとることが明示されており、横田基地は、その拠点基地と位置づけられている。2012年（平成24年）年3月に横田基地に移転してきた自衛隊航空総隊司令部は、米軍と共同したミサイル防衛の司令部として機能しており、ミサイル発射を探知する米軍の情報と自衛隊の全国のレーダーからの情報がリアルタイムで集約され、日米共同で運用されている。

横田基地は、日本の防空及びミサイル防衛の共同指揮機能を持った日米が共同で利用する最重要施設へと機能強化が進められているのである。

そして、ミサイルに対する「陸上の盾」とされるイージス・アショアの配備候補とされた秋田市と山口県北部は、それぞれ北朝鮮がアメリカの重要な軍事基地のあるハワイとグアムに向けたミサイルを発射した際の飛翔ルート上に位置するのである。

このように横田基地と新屋演習場は、日米のミサイル防衛戦略上、極めて重要な基地と位置づけられるのである。

(2) 攻撃やテロの対象とされるおそれ

横田基地が司令部機能をもち、新屋演習場がイージス・アショアの配備によって日本におけるミサイル防衛の中枢基地となることは、基地周辺住民からすれば、横田基地や新屋演習場が他国からの攻撃対象となり、平時においてもテロの対象となるおそれがあることを意味する。これは、周辺住民に対しても、他国からの攻撃による被害が及ぶのではないかという強い不安や恐怖を抱かせるものである。

(3) 軍事基地としての機能の拡大に伴う影響

横田基地においては、航空機の緊急着陸や部品落下、基地内における大規模な火災及び燃料漏事故等、一步間違えれば大惨事につながりかねない事故が度々発生している。例えば、2009（平成21）年1月20日に基地内で発生した火災

では、平屋建ての建物約3,600m²が全焼している。弾薬庫などの施設もある基地内での火災は、近隣住民に大きな不安を与えるものであった。また、横田基地周辺には人口が密集した市街地があり、延焼すれば人命にかかる惨事につながりかねないものであった。さらに、消防活動に使われた大量の汚濁した水が、雨水管を通って、福生市内の公園の池に流れ込み、コイやフナなど数百匹の魚が死んだ。また、日米両軍の一体化に伴い軍事訓練が拡大し、大音量のサイレン（ジャイアントボイス）を使用した訓練等による騒音被害が発生している。

新屋演習場においても、基地内における火災や燃料漏えい事故、それに伴う土壤や水質汚染などが発生する危険性が高まることとなる。今後、イージス・アショアが配備されれば、米軍と共同した訓練や日米合同演習等で位置づけられるなど、軍事基地の運用に伴う影響が増大することも考えられる。

(4) 住宅密集地にある基地に「適地性」は認められない

横田基地は、住宅密集地の真ん中に存在しており、基地の影響を直接受ける自治体の人口は、数十万人から100万人以上にも及んでいる。こうした住宅密集地に軍用飛行場が設置されていることにより、周辺住民は深刻な騒音被害を強いられるとともに、航空機墜落事故の恐怖や戦争に巻き込まれることへの恐怖に日常的に直面している。横田基地周辺住民は、横田基地が攻撃目標となれば、基地周辺に住む自分たちの命も危険にさらされるという不安を常に抱かざるを得ない状況にある。

新屋演習場は、横田基地と同様、住宅密集地に隣接している。勝平地区には約5400世帯、1万3000人が居住し、演習場の端から最も近い住宅地まで約300mである。新屋演習場から半径1km圏内には小学校や高等学校があり、半径3km圏内には秋田県庁、秋田市役所、県警本部といった行政の中枢機関や総合病院がある。新屋基地周辺の住民は、横田周辺の住民と同様、航空機墜落事故の恐怖や戦争に巻き込まれることに対する恐怖を日常的に持つことを強いられ、新屋演習場のイージス・アショアが攻撃目標となることによって周辺に住む自分たちの命も危険にさらされるという不安を常に抱かざるを得ない状況に置かれることになる。

このような住宅密集地に基地が存在すること自体が著しく不合理なのである。到底、新屋演習場にはイージス・アショア配備の「適地性」はない。

(5) 違法な戦争に利用される基地

アメリカは、国際法違反の報復戦争や侵略戦争を繰り返しているが、こうした違法な戦争に、横田基地も関与している。例えば、アフガニスタン攻撃では、横田基地からは、後方支援要員 200～300人がアフガニスタン及びその周辺国に派遣された。イラの戦争でも、航空遠征軍が組織され、横田基地からイラクなどに派遣されている。

新屋演習場に配備するイージス・アショアもアメリカのミサイル防衛体制と一体のものである以上、アメリカの違法な戦争に利用される可能性は否定しえない。すべてはアメリカの軍事戦略、アメリカの都合にゆだねられることになるのである。

3 軍事優先論

(1) 懸念される軍事優先論

防衛省は、2018年(平成30年)10月22日に実施された住民説明会において、イージス・アショアの必要性を強調し、「我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増し、また大量破壊兵器及びそれらの運搬手段である弾道ミサイルの拡散問題は、東アジアを含む国際社会にとっての大きな脅威」であることを述べ、「我が国のミサイル防衛システムは、あらゆる弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るために整備を進めているものであり、「平素から、いかなる事態にも対応しうる万全の備えが必要」とする。そして、イージス・アショアの導入により、「我が国全土を24時間365日、切れ目なく防衛することが可能となり、「抑止力が大きく向上」されるとする。

横田基地訴訟においても、国は、横田基地を「自由な独立国としての我が国の存立の基本に関わるものであり、全ての国民の平和で安全な生活と生命、自由及び幸福追求に対する権利の保障（憲法13条）の不可欠な基盤となっている」などとして、軍事公共性を強調し、住民に対して被害の受容・容認を迫っている。

防衛省による新屋演習場の周辺住民への説明は、国が基地訴訟において繰り返し主張する軍事公共性の論理そのものであり、周辺住民へ被害の受容・容認を迫る論理となる。

(2) 優先されるべきは住民のいのちと暮らし

憲法が定める平和的生存権は、「戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、また、そのように平和な国と世界をつくり出していくことのできる核時代の自然的本質をもつ基本的人権である。」などと定義されている（名古屋高裁平成20年4月7日判決）。

新屋演習場の周辺住民が戦争における攻撃の対象となったり、テロの対象となったりする危険にさらされることは、周辺住民の平和的生存権を脅かすものに他ならない。憲法の立場からは住民のいのちと暮らしこそ優先されなければならない。

(3) 憲法の立場から否定されるべき軍事優先論

憲法9条は、戦争や武力による威嚇、武力の行使を放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持しないと規定している。

この点、米軍は、文字通り軍隊として、戦争及びその準備行為、武力による威嚇を行っている。新屋演習場がアメリカのミサイル防衛体制に組み込まれ、これと一体化した日本のミサイル防衛の中で重要な位置を占めるということは、憲法9条が禁止する戦争や武力による威嚇、武力の行使の一環を担うことを意味するのであって、到底、認められない。

4 小括

国がイージス・アショアの重要性をどれだけ強調しようとも、それは周辺住民の命と暮らししが犠牲にされる理由とはならない。多くの住民が暮らす住宅密集地に隣接する新屋演習場に「適地性」はない。米軍のミサイル防衛体制に組み込まれることになる新屋演習場へのイージス・アショアの配備に公共性はなく、平和的生存権や憲法9条とは相いれないものであるから、新屋演習場へのイージス・アショアの配備計画は即刻、撤回されなければならない。

（弁護士 山口真美）

VII イージス・アショアとミサイル防衛体制－何のための陸上イージスか

1 はじめに

イージス・アショアは「百害あって一利なし」である。イージス・アショアの「百害」については別稿が予定されているので、ここでは「一利」もないのか—政府は何のためにイージス・アショアを導入しようとしているのか—について、導入決定の過程を踏まえて検討する。

2 イージス・アショアとはなにか

陸上配備型迎撃ミサイルシステム、通称「イージス・アショア（Aegis Ashore）」または「陸上イージス」というのは、弾道ミサイルを大気圏外で迎撃し破壊するためのシステムで、a) 弾道ミサイルを捕捉・追尾するレーダー部、b) 弾道ミサイルを迎撃するミサイル及びミサイル発射機、c) 目標を追尾し脅威を評価、武器割当を自動的に行う指揮管制システムその他から構成され、イージス艦のミサイル防衛部分を陸上に移したものである。

弾道ミサイルは、ロケット推進力で大気圏外まで上昇した後、大気圏内に落下・再突入し目標を破壊するミサイルのことと、その軌跡は、①ロケット点火から加速・上昇、大気圏外で弾頭部を切り離すまでの「ブースト（上昇）フェーズ」、②ミサイル弾体から切り離された弾頭が地球の重力に支配されながら放物線を描いて飛翔する段階「ミッドコース（中間）フェーズ」、③弾頭が地球の重力に引かれ大気圏に再突入して落下、目標を撃破するまでの「ターミナル（終末）フェーズ」によって構成される。これを迎撃システムの1つがイージス・アショアである。

イージス・アショアが装備するS M - 3というミサイルは、高度500kmで②の中間フェーズでの要撃を担い、すでに配備済みのパトリオットミサイルP A C - 3は高度15km程度で③の下層、終末フェーズでの要撃を想定している。なお、韓国の星州に配備されたT H A A Dは、高度150kmで③の上層を担う。

現在、日本にはイージスシステムを搭載したイージス艦が存在する。7隻が就航中で、もう1隻も近々就航、合計8隻のイージス艦を保有することになるにもかかわらず、なぜ新たに陸上にイージスシステムを構築するのかについては後述する。

3 イージス・アショア導入決定の経過

2016年に北朝鮮は、2回の核実験と15回のミサイル発射実験を、翌2017年は9月3日に核実験を実施するとともに14回のミサイル発射実験を行った。イージス・アショアは北朝鮮によるこれらの行為を追い風ないし口実に導入が決定されたもので、2017年の導入決定までの経過は以下の通りである。

- 3月 政府がミサイル新迎撃体制の検討を開始と報道
- 5月 稲田朋美防衛大臣、参院決算委員会において「イージス・アショアを本格的に検討する」との答弁
自民党安全保障調査会、弾道ミサイル防衛の強化を提言
- 8月 防衛省、イージス・アショアの導入を内定、概算要求に
- 9月 小野寺防相・マティス国防長官の電話会談、日本のイージス・アショア導入計画に「積極的に協力を」と回答
- 10月 2018年防衛予算・概算要求でイージス・アショアの予算化を要求
- 11月 トランプ大統領来日、日米首脳会談で「アメリカからの防衛装備品の購入」を要求
- 12月 秋田：新屋演習場、山口：むつみ演習場を候補地とするイージス・アショア導入を、NSC（国家安全保障会議）閣僚会議で承認のうえ閣議決定

4 イージス・アショアはなぜ必要とされるのか

イージス・アショアの導入について政府は、北朝鮮による核やミサイル開発という安全保障環境の変化に対応するもので、これによって365日24時間ミサイル迎撃体制が可能になると説明する。しかし、その説明を額面通りに受け入れてよいものか、別の狙いや思惑があるのではないか等について検討する。

(1) イージス・アショアによっては安全や平和は守れない

日本の安全保障のために導入するという目的にもかかわらず、イージス・アショアによっては、その目的は達成できず、かえってその実現を阻害する。

イージス・アショアの導入は、東アジアに新たな緊張関係を持ち込むことになるからである。ロシア外務省の報道官が「配備されれば、（極東）地域への真のミサイルの脅威となる」と批判しているように、新たな緊張要因になる。また、弾道ミサイルに対応しようと、より重層的ミサイル防衛システムを構築すれば、

相手方も当然にそれを突破するより高度なミサイルを開発に進むだろうし、そこには緊張の連鎖、いわゆる「安全保障のジレンマ」が起きてしまう。

また、どんなに周到な迎撃体制を取ろうとも、ミサイルを100%撃ち落とすことは不可能だといわれており、コスト面でも限界が存在する。にもかかわらず何がなんでも安全なシステムをという「軍事合理主義」の思考をとってしまうと、いっそ危険を元から絶つ方が合理的だとする、敵地攻撃論に道を開きかねない。

(2) アメリカ防衛のための巨大なイージス艦

イージス・アショアは日本の安全保障のためではなく、アメリカ防衛のためのものである。

アメリカには「前方展開戦略」という伝統的な戦略が存在する。この前方展開戦略とは、自国の海岸線で外敵の侵攻を阻止するのではなく、アメリカ本土から遠く離れた仮想敵国の近くに基地を建設し、そこにアメリカ軍を駐留させることで、本土への攻撃を未然に防ごうとするもので、そのためアメリカは世界70カ国に800以上の基地を展開してきた。しかし、海軍あるいはせいぜい航空機による侵攻を想定したこの国土防衛構想は、ミサイル、とりわけ弾道ミサイルの発達によって根本的に考え直される必要性にせまられ、その結果として登場したのがミサイル防衛（BMD）構想である。これはアメリカ国内のみならず世界的規模でに展開されており、イージス・アショアは、このミサイル防衛構想の一翼を担っている。

アメリカのシンクタンク「戦略国際問題研究所」（C S I S）が、日本の地上イージス導入について「太平洋の盾－巨大なイージス艦としての日本」というタイトルのリポートを発表した。そこでは、太平洋の西端にある日本にイージス・アショアが配備されれば、アメリカ主導の安全保障体制にとっての「盾」になるのであって、日本のイージス・アショアは米国本土を脅かすミサイルに対し、前方に配備されたレーダーの役割を果たしうると論じられている。

また、イージス・アショアが配備されるならば、世界で3番目の実戦配備となるが、そもそも開発国のアメリカそのものは、イージス・アショアを自国には配備せず、ハワイのカウアイ島に実験施設があるだけである。世界で最初の実戦配備先はルーマニアのデベセル村（デベセル米軍基地内）であり、2020年にはポーランドのスウプスク市に配備予定で、日本で実現すれば3番目の配備となる。

もともと、ルーマニアやポーランドは自国防衛、自分の国の安全保障のためにイージス・アショアを置いているわけではない。北朝鮮と同様に、アメリカから「地域独裁国」とされたiranの核ミサイル攻撃からアメリカ本国を防衛するために配備されているのであって、ルーマニアやポーランドが選ばれたのもテヘランとワシントンとの中間に位置するからである。

日本の場合、秋田は北朝鮮の平壌や元山とハワイを結ぶ線の下に、山口はグアムへの飛行経路の真下に当たり、政府は否定するが、イージス・アショアが日本の安全保障のためではなくアメリカのためではないかとの疑念が生まれるのは、このためである。

(3) 政治の道具として利用されるイージス・アショア

イージス・アショア導入は、自衛隊の現場からの要求ではなく、官邸からトップダウン指示だったといわれている。そのためイージス・アショアが日本の安全保障上の必要性というよりも、北朝鮮の核やミサイルを口実とした政治的取引の材料として使われたのではないかとの疑念が濃厚である。

第45代アメリカ合衆国大統領に就任したトランプは、その就任演説で、「私たちは2つの素朴なルールに従います。アメリカのものを買い、アメリカ人を雇うのです」、「私たちは世界の国々との間に友情、そして友好を求めます。しかしその前提には、すべての国は自国の利益を優先する権利があるという認識があります」とアメリカンファーストを表明し、それに応えたのが安倍政権だった。

2017年11月の初来日の際にトランプ大統領は、安倍首相に「世界最高の防衛装備を米国から買うべきだ。北朝鮮のミサイルを上空で撃ち落とせる」「安倍首相は様々な防衛装備を米国から買うことになる。多くの雇用が生まれ、日本はもっと安全になる」と発言、これに応えた安倍政権は、翌12月、秋田の新屋演習場と山口のむつみ演習場を候補地とするイージス・アショア導入を閣議決定した。

アメリカ製の装備品であるイージス・アショアを購入することで、トランプ大統領に対する多大な貢献となったというべきである。

(4) 陸自予算を使ったアメリカへの貢献

自衛隊には伝統的に予算の枠組みがある。陸自：海自：空自の1.5：1：1という比率で、官僚組織の縦割りの弊害であるとか自衛隊の統合運用にとっての

障害との批判を受けつつも現在も引き継がれている。

もともと、イージスシステムについてはイージス艦を運用してきた海自がノウハウを有しており、陸上版イージスについても海自がこれを運用することは可能だった。実際にもルーマニアのイージス・アショアを坦務しているのはアメリカの陸軍ではなく海軍である。

ところが、なぜ海自ではなく陸自となったのか、それはアメリカの要求に応えた安倍政権の政治的判断、イージス・アショアの導入決定が先ずあり、イージス・アショアが高額な買い物であるところ、すでにいっぽいいっぽいの海自予算から拠出するわけにはいかず、比較的余裕のある陸自予算からの支出となったものと私は推測している。

防衛省は、隊員の生活用品を削ったり、国内の（防衛産業）企業への支払い猶予を求めたり、防衛省の台所事情は「火の車」のようにみえる。これらはいずれもアメリカ、トランプ政権からの兵器の「爆買い」の結果というべきである。

5 結論

イージス・アショアの導入は、徹頭徹尾アメリカの防衛のため、アメリカの武器輸出のための導入であり、この国と国民にとって、何の「利」にもならない愚策といるべきである。

（文責：松島 暁）

VIII 資 料

- * 自由法曹団要請書（2019年4月26日）
- * イージス・アショア配備に反対する秋田弁護士会会长声明
- * イージス・アショアを考える勝平の会ニュース
- * イージス・アショアを考える県民の会ニュース
- * 新聞記事（河北新報、秋田魁新報）
- * イージス・アショア導入の閣議決定（平成29年12月19日）
- * イージス・アショアめぐる2+2、中期防、平成31年度予算
- * 新屋演習場近隣地図

要　請　書

2019年4月26日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿
秋田市長 穂積 志 殿

東京都文京区関口1-8-6 メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL 03-5227-8255 FAX 03-5227-8257

自由法曹団
団長 船尾 徹

第1 要請の趣旨

秋田市の陸上自衛隊新屋演習場へのイージス・アショア配備に反対する住民の意見を尊重し、貴団体において、同配備計画に反対するとともに、適地調査を直ちに中止し、配備計画を断念するよう日本政府及び防衛省に対し、申し入れていただきたいと要請いたします。

第2 要請の理由

1 はじめに

私たち自由法曹団は、基本的人権をまもり民主主義を強め、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的として、1921年に設立された、現在全国で2000名を超える弁護士によって構成される法律家団体です。自由法曹団に所属する弁護士は、恵庭事件や長沼事件等の憲法訴訟、自衛隊のイラク派遣違憲訴訟の中心を担い、また、この国を戦争する国へと導く安全保障法制（戦争法）に反対するなど、憲法と平和を守る訴訟や運動に取り組んできました。

政府は、北朝鮮からの弾道ミサイルに対する防衛能力向上を理由に、陸上配備型イージス・システム「イージス・アショア」2基の導入を決定し、そのうちの1基の配備候補地を陸自新屋演習場としました。しかし、イージス・アショアの国内配備は、地域住民の平和のうちに生きる権利を侵害し、憲法9条に反するおそれのあるもので、自由法曹団として看過することはできません。

自由法曹団は、イージス・アショア配備がもたらす重大な問題を指摘させていただき、上記の要請をいたします。

2 イージス・アショア配備の問題点

(1) 政府は、陸上配備型イージス・システム「イージス・アショア」導入について、北朝鮮からの弾道ミサイルに対する防衛能力向上を理由としています。しかし、朝鮮半島においては、昨年から、南北首脳会談や米朝首脳会談等を通じ、戦争終結の緊張緩和に向けた平和外交の努力が積み重ねられています。イージス・アショアの日本配備は、この平和への外交的努力に水を差すことになります。

また、イージス・アショアには、中国やロシアまで届く長距離識別レーダーや、射程距離約2000kmといわれる新型ミサイル（SM-3ⅡA）が搭載される予定で、その配備は、中国、ロシアに対する脅威、軍事的圧力を与えかねず、かえって軍事的緊張を高めることになります。

(2) また、配備候補地とされた陸自新屋演習場は、住宅密集地に近接し、隣接する勝平地区には約5400世帯、1万3000人が居住しています。同演習場の端から最も近い住宅地まで300mほどで、同演習場の半径1km圏内には小学校や高校、半径

3km圏内には秋田県庁、秋田市役所といった行政の中枢機関や総合病院があります。それにともない以下の事態が懸念されます。

第1に、陸上に固定されたミサイルシステムであるイージス・アショアは、有事の際には、ミサイルや武装部隊によって真っ先に標的とされることになります。

第2に、平時においても、陸上に固定されたイージス・アショアは、テロや破壊工作活動の格好の攻撃対象になり、地域住民を危険に晒します。

この点、防衛省も「イージス・アショアは重要な防衛装備品であり、武装工作員等による破壊・工作活動から確実に防護する必要があります」（「イージス・アショアに関する7/23の御質問に対する回答」4頁）、「住民の皆様も含めて守り抜く態勢をとる」（同上）と、イージス・アショアの存在がテロや破壊工作活動などを招き、地域住民が巻き込まれるおそれがあることを否定していません。

第3に、防衛省は「弾道ミサイルが発射された場合においても、自らのシステムでこれを迎撃できるようになります」（上記「回答」4頁）と回答していますが、イージス・アショアは、発射時刻や場所が事前に判明している模擬標的の迎撃にすら失敗するなど、その性能に対する強い疑念が呈されています。イージス・アショアから発射されるSM-3ⅡAのブースターが周辺の住宅地に落ちてくる危険も指摘されており、まったく無責任な回答といわざるをえません。

住宅地・市街地に近接した配備地において、万一この上記のような事態が起きれば、「守り抜く態勢をとる」ことなどおよそ不可能であり、地元秋田の自然と人々に対して甚大な人的・物的被害が生じることは必至です。

(3) 加えて、イージス・アショアに搭載されるレーダーは、現在イージス艦に搭載されているレーダーの2倍以上の探知距離を有するといわれており、このようなイージス・アショアのレーダーが発する強力な電磁波によって、地域住民の健康や生活環境に多大な悪影響を及ぼすことも強く懸念されます。

3 今回のイージス・アショア配備の目的はアメリカのためであること

今日、日本のミサイル防衛体制が、アメリカの弾道ミサイル防衛（BMD）体制に深く組み込まれ一体化していることは公知の事実に属するところですが、今回のイージス・アショア導入の真の狙いは、日本防衛のためではなく、アメリカのミサイル防衛体制の強化にあります。それは、イージス・アショアの配備候補地とされた秋田市と山口県北部がそれぞれ、北朝鮮がアメリカの重要な軍事基地のあるハワイとグアムに向けたミサイルを発射した際の飛翔ルート上に位置することにも示されています。

4 まとめ

防衛省は昨年5月、突然に陸自新屋演習場を配備候補地としたと一方的に表明した上、調査に着手して、配備を既成事実化しようとしていますが、イージス・アショアの配備は、配備候補地とされた地域住民にとって「百害あって一利なし」であることは上記の通り明らかです。

憲法の定める「地方自治の本旨」（憲法92条）及び地方自治法の「住民の福祉の増進を図る」との見地からは、地域住民の命と暮らしを守ることこそが第一の使命と考えられます。

貴職におかれましては、この立場から、秋田市の陸自新屋演習場へのイージス・アショア配備には毅然と反対の立場を貫かれるこことを希望し、表記の要請をさせていただきます。

以上

新屋演習場へのイージス・アショア配備に反対する会長声明

2019年3月20日 公開

1 はじめに

2017年12月、政府は、北朝鮮の弾道ミサイル攻撃に対する防衛力を強化するためとして、陸上配備型イージス・システム「イージス・アショア」を2基導入することを閣議決定し、2018年5月には、防衛省が、秋田県の陸自新屋演習場と山口県の陸自むつみ演習場を配備候補地として決定したと表明した。同年12月に閣議決定された2019年度予算案には、イージス・アショア取得関連予算として1757億円が計上された。防衛省は、両候補地について各種調査を実施し、2019年度の早い時期に「適地」か否かの結論を出す予定としている。

しかし、以下に述べるとおり、新屋演習場へのイージス・アショア配備には重大な問題がある。

2 新屋演習場が特殊な位置関係にあることの問題

新屋演習場は、面積約1平方km、日本海沿いに南北2km、東西800mの細長い地形である。隣接する勝平地区には約5400世帯1万3千人が住み、演習場の端から最も近い住宅地までは約300mである。演習場中心部から半径1km圏内には小学校、高等学校があり、3km圏内には秋田県庁、秋田市役所、県警本部といった行政の中核機関や総合病院がある。また、演習場に沿うように延びる国道7号線は、1日当たり約1万7千台が通行する主要幹線道路である。

イージス・アショアは、弾道ミサイルを探知するため、24時間レーダーが運用されることが想定されているが、その電磁波により、秋田空港離発着の航空機やドクターへリの飛行、防災無線やテレビの受信などに支障が生じる恐れがある。防衛省の説明によれば、飛行制限区域の設定やドクターへリなどの緊急時の飛行にはレーダーの照射を中止する等の措置を検討しているが、いずれも、地域住民の生活に支障を及ぼすものである。また、電磁波による付近住民の健康被害も強く懸念される。

さらに、イージス・アショアに搭載される迎撃用ミサイルSM-3ブロックII Aは、ブースターエンジンで打ち上げられるが、同ミサイルが垂直に近い形で打ち上げられることから、1段目ブースターは発射地点近傍に落下する可能性が高い。

このように、イージス・アショアを新屋演習場に設置することは、住民の日常生活、安全、防災そして健康被害の発生の危険性を高めるものであり、周辺住民はブースターの落下の危険性にもさらされることになる。

加えて、イージス・アショアは、開戦時には敵国からの第一攻撃目標とされ、平時においても破壊活動の対象となる危険が高い。新屋演習場の施設が攻撃され、防衛に失敗した場合の人的物的被害は甚大であり、秋田市の存続すら危ぶまれ、秋田県全域が機能麻痺に追い込まれることが想定される。秋田県民は、第2次世界大戦終戦前夜の土崎空襲を経験しており、当時のように戦時の攻撃目標とされることに対して強い不安を抱いている。

ちなみに、ルーマニアに既に配備されているイージス・アショアは、約9万平方kmのルーマニア軍デベセル基地内にある米軍基地の中に設置されており、周辺は広大な原野で民家はなく、最も近いデベセル村まで約4km程度離れている。

以上からして、新屋演習場は、住宅地に隣接するという特殊な位置関係であることや、周辺住民の生活に及ぼす影響などを考慮すれば、イージス・アショア配備の「適地」であるとは到底考えられない。

3 イージス・アショア配備の目的・必要性と憲法上の問題

防衛省は、イージス・アショア配備は北朝鮮の弾道ミサイル発射に対する日本の防衛のために必要であると説明している。

しかし、北朝鮮をめぐる国際情勢は流動化しており、そもそも、この問題については、外交交渉による平和的解決を図ることこそが憲法の基本原理である国際協調主義、平和主義の精神にかなうものである。

さらに、イージス・アショアの配備候補地である秋田市と山口県北部は、米軍のインド太平洋司令部があるハワイ、米軍のアンダーセン空軍基地のあるグアムと北朝鮮との最短経路上に位置する。この配備候補地の位置関係を見る限り、米国の弾道ミサイル防衛システムの最前線を担う目的であることは否定できない。また、イージス・アショアは中距離巡航ミサイル「トマホーク」の発射が可能であるとされ、2018年1月、防衛大臣はイージス・アショア配備について「今は弾道ミサイル防衛で考えているが、いずれは巡航ミサイル防衛などに役立つインフラに発展させたい」と述べたとされている。このように、イージス・アショアは日本の防衛のためだけに設置するものとは考え難く、防衛省の説明は不合理である。現に、ロシアからは、日本のイージス・ア

ショア導入は米国のミサイル防衛構想の一環であり、米国の中距離核戦力（INF）廃棄条約違反であるとの警告がなされ、中国からも懸念が表明されている。

このような点からすると、イージス・アショアの国内配備は、専守防衛の範囲を超えるものとして憲法9条が禁止する戦力に該当する可能性が高く、戦争を放棄した憲法の平和主義にも反するものである。

4 地方自治の観点からの問題

政府は、国民に対し、その生命、身体、日常生活等を害されることなく平和のうちに安全に生存する権利（憲法前文、9条、13条等）を確保する責務を直接負っている。上述のような重大な危険性をはらむイージス・アショア配備によって地域住民の権利を危険にさらすことは、その責務に反するものである。

そして、イージス・アショアの配備は、少なくとも日本全土を防衛するためとされることから、上述したような生命、身体及び財産に対する危険性や日常生活上の負担を配備候補地の住民にのみ負わせるというのであれば、特定の地方公共団体のみにかかる法律を制定するにはその地方公共団体の住民投票に過半数の同意を得なければならないとした憲法95条の趣旨に則り、配備候補地として決定する前に当該候補地の住民の同意を求めるべきと解されるが、新屋演習場の場合はそのような手続きも取られていない。

5 結論

以上のとおり、新屋演習場配備へのイージス・アショア配備は、同演習場が住宅地に隣接するという特殊な位置関係にあることから配備「適地」といえないうえ、イージス・アショア配備そのものの必要性・相当性に重大な疑問があり、憲法の国際協調主義、平和主義に反し、憲法が保障する平和のうちに安全に生存する権利に抵触する可能性が大きい。さらに、地域住民の同意を得る手続きも取られていない。

よって、当会は、新屋演習場へのイージス・アショア配備に反対する。

以上

2019年（平成31年）3月20日

秋田弁護士会

会長 赤坂 薫



《連絡先 共同代表 近江 018-865-2577 犀原 018-863-3563 高坂 018-863-0735 佐々木 018-862-0444》

イージス配備 夏以降調査開始 防衛政務官 1日、県庁で知事・市長に説明



1日、防衛省の福田政務官が県庁を訪れ、県知事と秋田市長にイージス・アショア配備について、自衛隊の秋田演習場を候補地として夏以降に調査をしたいと説明しました。また周辺住民を対象に説明会を開催する方針も明らかにしました。この日正午から、「県民の会」などの呼びかけに応じた120人が「イージス・アショアいらない」の反対集会を開き、配備計画に抗議しました。

『勝平の会』の活動

★「配備しないで」の署名 1400筆に近づく

4月から始まった署名。勝平地域を中心に多くの方々のご協力で5月31日現在、1400筆に近づきました。

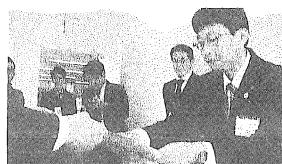


1日、県庁前「イージスいらない」の集会

★イージスで秋田市長に申し入れ

5月9日、秋田市長に「イージス配備しない意思表示」など3項目の申し入れを行いました。

「会」からは5人が出席、市側からは鈴木総務課長含め2人が応対しました。マスコミの取材もあり当日夕方のテレビとラジオ、翌日の新聞で報道されました。



★保育園、小・中・高、学校や福祉施設へ署名のお願い訪問

5月11日から16日にかけ、勝平地域の保育園、小・中・高等学校、福祉施設、お寺など15箇所を訪問。市長への申入れ書や地域住民の声など資料を届け、署名のお願いをしました。多くの所で協力を頂きました。

1日 防衛省、魁電子版から
知事、市長へ説明。県庁で

★教育委員会が署名に圧力？

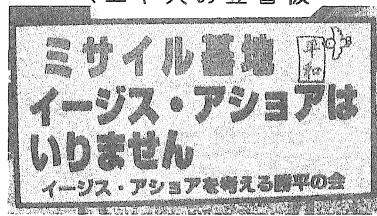
5月16日、訪問活動を終えた夕方、ある高校から電話が…。教育委員会から（イージスにかかわる）の通達があり、署名の協力はできないとの返事。

★署名・募金のお願いに、様々な反響

資金がゼロからの出発。活動募金の訴えも始めています。

個人のつながりや団体へのお願いなど、いろんな場で訴えています。振り込み用紙も用意。会員のAさんは、ワンコインでも、と幅広い方に呼びかけています。自分はなんにもできないが…と、〇千円もの募金が寄せられています。

ベニヤ大の立看板



会員の娘さん制作の看板

イージス・アショアを 考える 勝平の会

「イージス・アショア」新屋勝平地区に設置検討の報道を知り、今年1月、勝平地域住民でつくった会。地域への様々な影響について学習し、住民の生活を守る立場から問題点を明らかにし、設置を許さない活動を進めている。



★勝平地域に3枚の看板取り付け 自前の宣伝カー

寄せられた募金で、勝平地域に3枚の看板を立てました。そのうちの1枚は、会員の娘さんの作品で、厳しい表現の中にはのぼのとした感じが出ています。

サイズは180×45が2枚、180×90が1枚です。

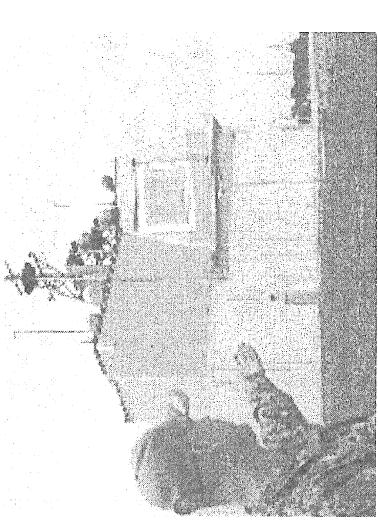
★宣伝カー完成 かき集めの中古機材で、取り外し自由の宣伝カーをつくりました。車は会員が日常使用しているもので、必要時スピーカーを取り付けて使用できるものです。

裏面にイージス
配備地図掲載

信 不 安・不 安のるるほほどつのの街にしてしいでしょか 聞 秋田市を基地の街にしてしいでしょか

防衛省説明

イージス・アシヨア



イージス・アシヨアとは

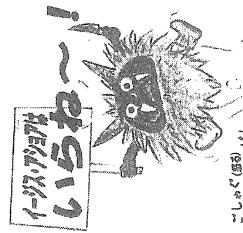
海上から敵のミサイルを打ち落とすイージス艦。その高性能レーダーと追撃ミサイルの発射機などを地上に設置したもの。1基の取得費が1340億円（当初1000億円と発表）。ほかにも隊員の養成費や設備費、関連施設費、燃料費など、2基で6000億とも兆円ともいわれ、最終的にいくらかかるか現状では計算できないといいます。安倍首相が昨年、トランプ大統領との会談後、突如として「購入」を約束したもの。

専門家によると「固定した基地は相手にとって魅力的な目標になり、いざとなれば一番最初に狙われる可能性が高い」と指摘されている。

署名にご協力下さい

（2018年8月）

質問にまともに答えない 「いねいな説明」



映画監督・有原誠司さん
(羽後町出身)から寄せられた
シバルマーク

「地上イージスの配備を秋田市新屋と山口県萩市」と突然報道されたのが昨年11月。防衛省が来県し配備を伝えたのが半年もたつた今年6月。その後、知事や市長、議員や住民への説明をおこないましたが、疑問や不安にはほとんど答えず、「被害は少ないと見込まれる」「対策はとる」など、具体的な説明はほとんどありませんでした。

強力な電磁波による健康被害は？

住民の大きな心配のことの一つは地上イージスから発射される強力な電磁波。防衛省も「熱作用が生じる」など健康被害を認めていますが「対策をとる」と言うだけで具体的な説明はありません。子供たちや地域住民への影響が心配でなりません。

ドクターベリにも影響か

アメリカ軍の文書では、「35キロ圏内の基地周辺の飛行は制限する」となっています。秋田市内の病院へのドクターベリは、年間50回ほど飛行しています。この飛行にも制限が加えられます。この可

能性も否定できず「対策をとる」というだけです。外国では基地から4キロ圏内の風車の建設も禁止されています。

住宅密集地を

人の住めない地域に

配備予定地の私たちの住む新屋勝平地区。すぐ近くには小学校、中学校、保育所、福祉施設などがある住宅密集地です。さらに3キロ圏内には県庁、市役所、病院、体育施設などがひろがる秋田市のど真ん中。ルーマニアの地上イージスは、一番近い街でも5キロ以上離れています。（防衛省資料）住民の安全と生活をおびやかすミサイル基地建設は、決して地域住民の理解を得る事はできないでしょう。

勝平地区振興会が反対を決議

「イージス配備は不要」の声をさらに大きく

地元の全16町内で構成する勝平地区振興会は「基地は必要ない」と決議しています。小野寺防衛大臣はじめ防衛省の「いねいな説明」に納得する住民。市民はなく、「不安がつのるばかり」との声が多くなっています。秋田魁新報社長も7月16日、自らの紙面で論評

し、「軍事施設はいつたん配備されば撤去されることはない。地上イージスを配備する明確な理由、必要性が見えない。兵器に託す未来を子供たちに残すわけにはいかない」と述べています。自然豊かで、平和な秋田市を守るために、ご一緒に反対の声を上げていきましょう。

このチラシは、皆さんから寄せられた募金でつくられています。
引き続き募金にて協力をお願いします。

共同代表 江坂（018-863-2577）
佐々木（018-863-0735）
近高（018-863-3563）
（018-862-0444）

イージス・アシヨアを考える勝平の会

県民の会ニュース

NO.8 2019年3月16日

010-0001秋田市中通7丁目2-21

Tel 018-887-3636、Fax 018-887-3639

小泉講演で「確信持てた」の感想が

講演会に120人余

ミサイル基地イージス・アショアを考える県民の会は3月10日、秋田市文化会館で、創立一周年記念講演会と第2回総会を開催、120人余が参加しました。

講師は、日本平和委員会理事・元参議院議員の小泉親司さんで、米朝再会談後の情勢とイージス・アショアと題して講演しました。

小泉氏は冒頭、2回目の米朝首脳会談について触れ、合意には至らなかつたものの、双方とも「協議は今後も継続する」意向を示しており、「決裂」したという見方は当たらないと強調しました。

次に、異常極まる安倍軍拡政治の実態について詳しく説明。米トランプ大統領言いなりにイージス・アショアをはじめ巨額兵器の爆買いで軍事費が毎年膨張。国民には消費税値上げや福祉・医療・教育の切り捨て、その上憲法改悪・戦

争する国づくりを狙う安倍独裁政権を追い詰める全国各地のたかひを紹介しました。

特に、沖縄・辺野古新基地建設のための海埋め立ての可否を問う「県民投票」の闘いについて詳しく述べ報告。市長の判断で投票できなくなってしまった青年が「私は投票したい」と座り込み、これを支えた市民の運動の広がりで全自治体が取りくみ、圧倒的な勝利につながりました。これは基地反対闘争から日本の民主主義を守る闘いに発展したもので、秋田の闘いもこれに通じると激励しました。

安倍政権の下で「民意を無視した米軍・自衛隊基地大増強計画」に反対する運動が全国各地で闘われており、これが市民と野党の共闘に発展して選挙に勝利することが、配備計画撤回につながると展望を示しました。

カンパ5万円、賛同団体
1増、新入会者5人

質問者は4人。講師の丁寧な説明で、会場に入りきれず廊下で聞



【申合わせ】一部改正及び
代表委員の拡充も承認

【代表委員】6人
越後屋建一氏(再) 川野辺英昭氏(再) 草薙芳明氏(新)

丹波望氏(新) 富岡昭氏(再)
渡部雅子氏(再)

【運営委員】15人
(賛同団体が選出、敬称略)

大坂谷邦雄 近江幸義 風間幸蔵
工藤初子 小玉正憲 佐竹良夫
嶋田宗雄 鈴木政隆 塚本茂男
生田日靜子 福木幹郎 平野信治
蛭川秀紀 松坂金浩 三浦宣人

【会計監査】2人
萩原輝男(再)、津田周吾(再)

【事務局長】1人
風間幸蔵(再)

いた人も含め「よく分かった」「これまでやつてきたことに確信が持てた」などの感想と共に、40の方から約5万円のカンパが寄せられました。また、新たに賛同団体の登録は「イージス・アショアを考える北秋田の会」、会員は5人が入会しました。

全県民運動に いさわしい体 制と取り組み を!

第2回総会は、議長に福木幹郎運営委員を選出。活動報告と方針の提案は風間幸蔵事務局長、会計報告と予算案を嶋田宗雄運営委員、会計監査報告

を荻原輝男監査員がそれを行い、質疑応答・討論では、県民の会への期待と共同の觀点から積極的な発言が続きました。

発言者は8人。「全県民運動にふさわしい体制と取り組みを」「新屋配備反対を明確にした署名運動を」「一般住民を排除した電波調査に抗議を」「誰でも分るチラシの作成」など、原案を補強する意見を含めて活動方針及び予算は承認されました。



「9年度の活動方針の基調

この一年間の最大の教訓は、政府が閣議決定した問題に、ひるまずにたたかい続けたことです。

沖縄県民は「これ以上米軍基地はいらない」「平和で豊かな誇りある沖縄にしよう」と粘り強くたたかっており、私たちも連帯してきました。この「オール沖縄」のたたかいから学ぶと共に、イージス・アショア配備（ミサイル基地化）は、秋田県民にとって安全・安心が普通の暮らし将来にわたって破壊されることを意味し、「どんなことがあっても絶対に造らせない」という目標と決意を持つことが大切でないでしょうか。

安倍政権の強権政治と対峙しイー

ジス・アショア配備計画をはね返すには、広範な県民が「秋田にいらない」の一点でまとまり、知事や秋田市長をはじめ県議会・市議会をも含む「オール秋田」のたたかいに発展させるか否かにかかっています。

また、当面する政治戦線（地方統一選挙と夏の参院選挙）を市民と野党の共闘で勝利することができれば目標に一步近づくことになります。

具体的には

(1) 国会議員と連携すると共に、山口県とも連帯します。(2) 地方自治体の首長・議会（議員）へ働きかけます。(3) 「県民アピール」の発表と賛同署名運動を行います。(4) 秋口に「大規模な決起集会ビーレード」を企画します。(5) 宣伝行動、スタンディングを行います。(6) 講演会、学習会などを開催します。(7) 全県の活動交流会を開催します。(8) 現地調査を隨時行います。(9) 賛同団体、賛同個人を拡大します。

【申合せ】 19年3月10日改正

会の名称

この会の名称は「ミサイル基地」イージス・アショアを考る秋田県民の会」とする。

会の目的

イージス・アショアの配備計画について、配備に反対することを含め、学習・調査・宣伝や署名などの活動を通じ、その内容を広く県民に知らせ、イージス・アショア配備への関心を高める活動を行う。また、その目的達成のため「イージス・アショア配備計画の中止を求める秋田県連絡会」をはじめ県内外各方面との共同のたたかいをすすめる。

会員

上記の目的に賛同する団体と個

人で構成する。

財政

賛同金及び寄付金で賄う。

賛同金は団体一口年2000円、個人一口年500円とする。

運営

会の重要事項は総会で決定される。

総会で代表委員を選出する。

代表委員は複数制とする。

代表委員は会を代表する。

この会に運営委員会と事務局を設置する。

運営委員会は代表委員と、賛同団体から選出された委員により構成する。また、運営委員会の合意のもと、個人からも運営委員として補強することができる。

運営委員会は総会の決定事項を具体化し執行にあたる。

運営委員会は会計監査員を選任する。

運営委員の中から互選で事務局長を選出する。

事務局長は会の事務局を統括する。

事務局を秋田県平和委員会に置く。

なお、運営委員会の合意のもと賛同団体から事務局員を補強することができる。

事務局は会の日常業務を行う。

県民の会が

知事に要望

県民の会は11日秋田県庁を訪れ、秘書課長に対し知事宛の要望書を手渡しました。

内容は「佐竹知事は、防衛省への申し入れでイージス・アショア配備計画に反対する意思の表明を」というもので、川野辺英昭代表委員他4人が同行しました。テレビの取材がありました。

<地上イージス>配備計画「反対を」　自由法曹団が秋田県知事、秋田市長に要請書提出

秋田市の陸上自衛隊新屋演習場を候補地とする地上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」について、全国の弁護士有志でつくる自由法曹団は26日、秋田県庁と秋田市役所を訪れ、配備に反対し政府へ計画断念を申し入れるよう求める要請書を、佐竹敬久知事と穂積志市長宛てに提出した。

新屋演習場は人口約1万3000の新屋勝平地区に隣接し、3キロ圏内には県庁や市役所、病院などの都市インフラが集中する。要請書は有事の際にイージス・アショアが標的となり住民を危険にさらすことを懸念し、配備の狙いは米国の弾道ミサイル防衛体制の強化だと指摘している。

県庁で記者会見した自由法曹団の船尾徹団長は「配備すれば軍事的緊張をもたらすだけでなく、米国と中国との軍拡競争の一翼を担いかねない」と訴えた。

泉沢章幹事長は、イージスに「盾」の意味があることに触れて「盾が強固になれば（相手側の攻撃手段の）よりも強固になる。住民の命を守ることと逆行する」と述べた。

一行は新屋演習場周辺を視察し、新屋勝平地区の住民団体と意見交換した。



要請について説明する船尾団長（中央）

拡大写真

【地元紙の報道】

上：河北新報

右：秋田魁新報

地上イージス配備に反対を　自由法曹団が県と市に要望書

2019年4月28日 摂影



県庁で会見する自由法曹団の船尾団長（左から2人目）ら

全国約2100人の弁護士で構成する自由法曹団（東京・船尾徹団長）は26日、秋田県庁と秋田市役所を訪ね。同市の陸上自衛隊新屋演習場が配備候補地の迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」（地上イージス）について、県や市として計画に反対するよう求める要請書を提出した。

要請書は佐竹敬久知事と穂積志市長宛て。配備計画の問題点として△攻撃やテロの標的になる可能性がある△住宅密集地や学校に近接し、住民を危険にさらす△迎撃実験に失敗するなど性能に疑念がある△迎撃ミサイル発射時にブースターが地上に落下する恐れがあるなどを挙げた。

県庁では、森孝博事務局長が名越一郎総務部長に要請書を手渡し、「配備に反対している住民の意見を尊重し、反対してほしい。地方自治体の使命は地域住民の命と暮らしを守ることだ」と述べた。

名越部長は「地上イージスに対する疑問があることは承知しており、是々非々の対応をしている」と話した。

提出後、県庁で会見した船尾団長は「住宅密集地に配備するリスクは高い。自治体の長は先頭に立って、配備に反対するべきだ」と訴えた。

法曹団はこの日、新屋演習場周辺を視察したほか、勝平コミュニティーセンターで地域住民14人と意見交換も行った。参加者からは「反対の態度を積極的に表明できない人もいる感じる。そういう人たちの声をどうくみ上げていけるか考えている」などの意見があった。法曹団の弁護士は「われわれも一緒に考え、知恵を出したい」と話した。

自由法曹団は1921年設立。安全保障法制や沖縄県の辺野古新基地建設に反対する活動などに取り組んでいる。

弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について

平成29年12月19日
閣議決定

(新たな弾道ミサイル防衛システムの整備について)

- 1 現在、弾道ミサイルの脅威に対しては、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「中期防」という。）に基づき対応してきているが、北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっており、平素から我が国を常時・持続的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要がある。
- 2 このため、新たな弾道ミサイル防衛システムとして、弾道ミサイル攻撃から我が国を常時・持続的に防護し得る陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基を導入し、これを陸上自衛隊において保持する。これにより、イージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾（ペトリオット）部隊とともに弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る能力の向上を図る。

(経費の取扱いについて)

- 3 平成29年度及び平成30年度における陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の整備に要する経費については、中期防の総額の範囲内において措置する。

日米安全保障協議委員会（2+2）共同発表

2019年4月19日、日米安全保障協議委員会（S C C）は、河野外務大臣、岩屋防衛大臣、ポンペオ国務長官、シャナハン国防長官代行の出席を得て、ワシントンD Cで開催された。会合において、閣僚は、全ての国が主権を有し、強固で、かつ繁栄する地域のための「自由で開かれたインド太平洋」という共通のビジョンを実現するという力強いコミットメントを確認した。

2019年日米安全保障協議委員会（2+2）ファクトシート

2019年4月19日、マイケル・R・ポンペオ国務長官、パトリック・シャナハン国防長官代行、河野太郎外務大臣及び岩屋毅防衛大臣は、ワシントンD Cで会談を行った。共同発表に基づき、

閣僚は、以下の共通の優先事項及び取組を通じ、米国民及び日本国民が日米同盟を強化し、自由で開かれたインド太平洋を築くために協力していくものであると議論した。

閣僚は、日本のイージス・アショアの適時かつ円滑な配備を通じたものを含め、能力を強化し、経空・ミサイル脅威に対する日米それぞれの統合防衛を強化することを決定した。閣僚はまた、中距離ミサイルの世界的な拡散に係る懸念を共有し、この増大する脅威に対処するために協働することにコミットした。

閣僚は、F-35、E-2 D、V-22、スタンド・オフ・ミサイル及びイージス・アショアといった高性能の装備品の日本への導入を通じたものを含め、現在及び将来双方の必要性を満たすよう、日米同盟の能力を近代化し、適応させることの重要性を改めて表明した。米国は、9機のE-2 Dを購入するために複数年度予算プロセスを活用するとの日本の決定を歓迎した。閣僚は、FMSプロセスの合理化を更に進めるために、複数年度予算の活用並びに価格透明性及び早期かつ効果的な精算手続の確保の重要性を認識した。

中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について

平成30年12月18日 国家安全保障会議決定、閣議決定

（総合ミサイル防空能力）

○弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層的かつ常時持続的に防護する体制の強化に向け、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を整備するほか、現有のイージス・システム搭載護衛艦（D D G）の能力向上を引き続き行うとともに、前記（ア）（ii）に示すとおり、地対空誘導弾ペトリオットの能力向上を引き続き行う。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行う。

○ミサイル攻撃等に実効的に対処するため、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3 ブロックI B及びブロックII A）、能力向上型迎撃ミサイル（P A C - 3 M S E）、長距離艦対空ミサイル（SM-6）、中距離地対空誘導弾等を整備する。

平成31年度予算概要

（3）総合ミサイル防空能力 弾道ミサイル防衛関連経費 3,550億円

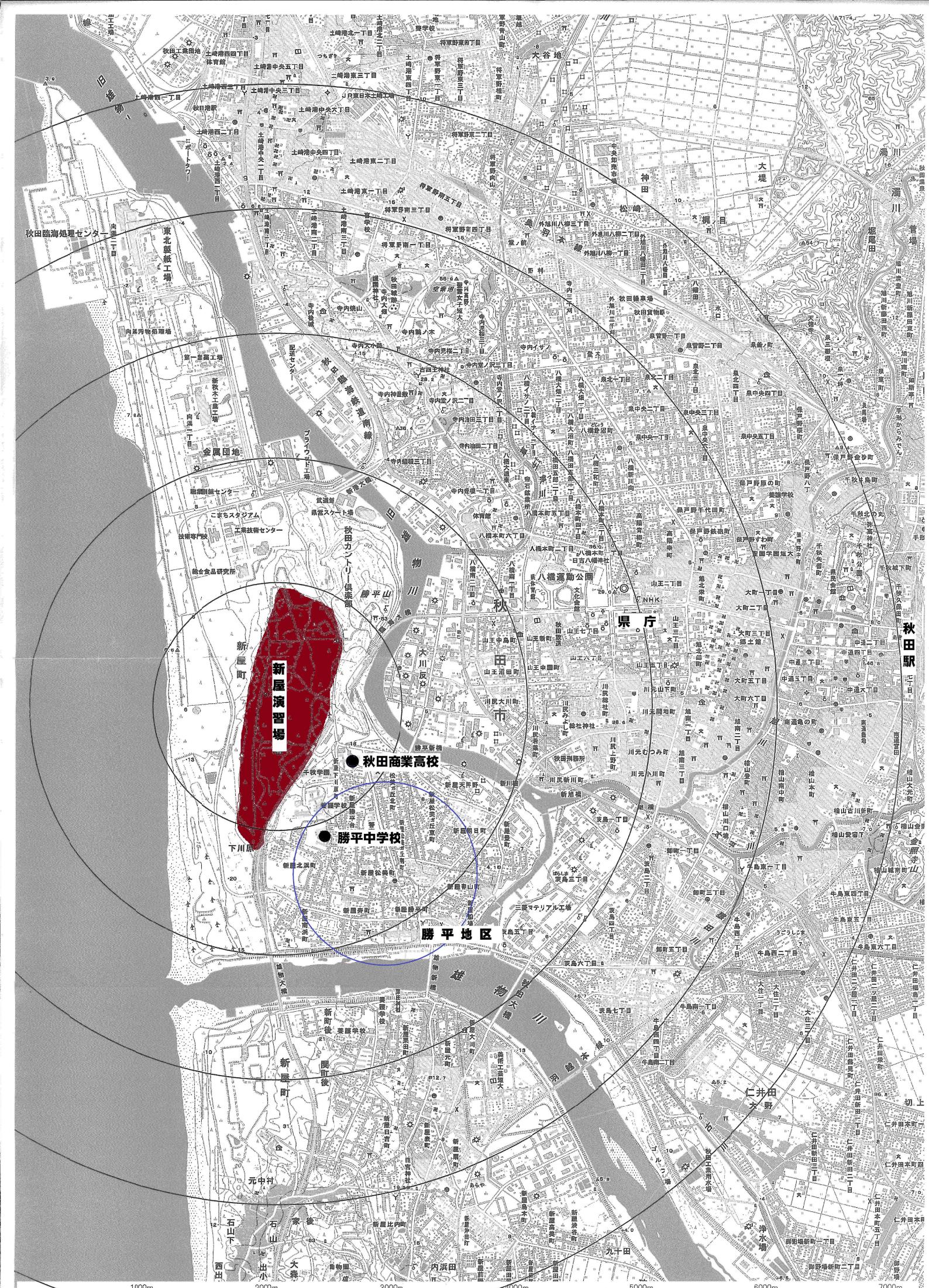
○陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の整備

・ロフテッド軌道への対応能力等、我が国の弾道ミサイル防衛能力を飛躍的に向上させる最新鋭のレーダー（L M S S R）を搭載したイージス・アショア本体2基の取得等を実施（1基当たりの取得経費：1,202億円）

31年度計上額：1,757億円

○SM-3 ブロックII A及びSM-3 ブロックI Bの取得（717億円）

弾道ミサイル防衛に使用するSM-3 ブロックII A及びSM-3 ブロックI Bを取得



2019年5月26日

編集　自由法曹団・改憲阻止対策本部
発行　自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ 202号

Tel TEL03-5227-8255 Fax 03-5227-8257
URL <http://www.jlaf.jp/>
